

## 第4回情報保全諮問会議 議事要旨

### 1 日時

平成27年5月18日（月）午後4時30分頃から午後5時15分頃までの間

### 2 場所

総理官邸2階小ホール

### 3 出席者

（構成員）

宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
塩入 みほも	駒澤大学法学部准教授
清水 勉	日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員
住田 裕子	弁護士
永野 秀雄（主査）	法政大学人間環境学部教授
南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー取締役 ファウンダー
渡辺 恒雄（座長）	読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆

（政府側）

安倍内閣総理大臣  
加藤内閣官房副長官  
世耕内閣官房副長官  
礒崎内閣総理大臣補佐官  
葉梨内閣府副大臣  
大塚内閣府大臣政務官  
杉田内閣官房副長官  
北村内閣情報官  
能化内閣情報調査室次長

### 4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について
  - ア 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）の概要（資料1）
  - イ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）（資料2）
- (2) 今後のスケジュール（資料3）

### 5 議事概要

（冒頭座長挨拶までカメラ撮りあり。）

- (1) 冒頭、安倍総理大臣から概要以下とおりの挨拶を行った。
- 昨年12月に、特定秘密保護法が施行されてから約半年が経過した。委員の皆様方からの多くの有益な御意見を反映させていただいた運用基準に沿って、法の適正な運用に努めてきたところである。本年1月には特定秘密の指定件数を、本年4月には特定秘密が記録された文書の件数を公表し、運用の透明性確保にも努めてきたところである。
  - 本日は、特定秘密の指定等について初めてとなる国会報告の案について、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂ければと思う。秘密指定等の運用状況を国民の皆様に分かりやすく公表することにより、各行政機関の秘密の取扱いの客観性と透明性を一層向上させてまいりたい。
  - 今後とも、法律の運用を積み重ねていく中で、常にその改善に努めつつ、見直すべき点があれば、見直してまいりたい。委員の皆様方におかれては、様々な観点からの御助言等、引き続き御協力いただければ幸いである。よろしく願いしたい。
- (2) 渡辺座長から概要以下のとおりの挨拶を行った。
- 今回は、特定秘密保護法の運用についての国会報告の案について議論することとなっている。国民から様々な御意見があった法律であり、治安維持法の復活だという批判もあったが、法施行後の半年間の状況を踏まえれば、こうした批判はいわれのないことであったと思う。
  - 報道の自由については、法律や運用基準でも特に強調されており、政府におかれては、今後も報道機関の取材については、これまでと変わらず丁寧な対応を続けて信頼関係を高めていっていただきたい。
  - また、「国民の知る権利の尊重」については運用基準に明記されているが、国民の懸念や不安に対しても政府は引き続き丁寧に対応し、適切な情報公開をお願いしたい。
  - 我々委員としても、第三者としてのチェック機能を果たしていきたいと思っ、議論させていただくのでよろしくお願いしたい。
- (3) 渡辺座長の挨拶終了後、公務のため、安倍総理大臣は退室した。
- (4) 北村内閣情報官から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について説明を行った。
- (5) 出席者から概要以下のとおりの発言があった。
- (国会報告の案に関する意見について)
- 特定秘密の指定権限を有する行政機関、これについては19機関が現在、挙げられているが、実際には当該行政機関のうち一部の部署に限定

して特定秘密を扱っているというふうに考えられる。そうだとすると、特定秘密を取り扱う部署も限定的であることを対外的に示すべきではないかと考える。そのような情報を示した方が当該行政機関の業務全体が特定秘密を扱っているものではないということを明らかにすることでも意味があると考えます。

- 対象期間中における各行政機関の指定の状況についてであるが、報告書の2の(4)で、対象期間中における各行政機関の指定の状況、特定秘密に指定した事項が项目的に簡潔に説明されている。その記載だけから、おおよそどのような情報が特定秘密に指定されているのかが分かるものもあるが、全く分からないものもある。ここについては、この記載だけでも分かるようにすべきではないか。

具体的にはイの③、④、⑤などは比較的内容が推測しやすいものだが、他方でウの③、④、あるいはカの③などは内容が分かりにくい。また、キの⑥は国民の関心が高い事項であるだけに、もう少し具体的な絞り込んだ書き方をしていただければと思う。

- 2の(3)のイの最後の方に書かれている「資料5」は、下に説明が書かれているが、2(4)の件数の説明とうまく繋がっていないという気がする。指定件数が1件しかない行政機関については、資料5での対比が簡単にできるが、件数が多くなっている行政機関については、資料5との対比関係が分からなくなる。2(4)でも資料5との対比関係が分かるように、件数の後に資料5の番号を引用して対応関係を書くと、運用基準との関係は分かりやすくなる。

- 国会報告の中の指定の状況について、報告書の表と資料を照合できない。自分でも細かく照らし合わせてみたが、件数が合致しないところがあった。細かく見ていけば分かる部分もあるが、例えば外国政府との情報協力業務に関する情報や、内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務に関する情報などは、これが例えば2-⑤と2-⑭のどちらに該当するのか等、分からない部分があるので、ここは例えば報告書本文(4)のところで資料5の表の番号を付していただいたりする形で、もう少し分かりやすくしていただきたい。

- 表の4にある特定秘密文書の保有状況については、警察庁のところに注2があって、注2では、都道府県警察保有分も含むと書いてある。警察庁全体では、17,874件となっているが、注2で都道府県警察保有分も含むとなっているので、実際には警察庁と全国の都道府県警察が保有した件数を合わせたものになっていると思われる。だが、警察庁と都道府県警察は別の行政組織であるので、保有状況を分けて書くべきではないかと考える。また、同一文書が警察庁と都道府県警察でそれぞれ別個にカウントしているとなると同一文書が複数の都道府県警察にあるような

場合に分かりにくくなるので、同一文書が複数になっている場合は、その件数を示すというふうにした方が分かりやすいのではないかと思う。

- 警察庁の保有文書について、その中に都道府県警察分も含まれていると思うが、地方公共団体の機関が特定秘密が記録された行政文書を保有するのはおそらく都道府県警察に限られるのではないかと思う。都道府県警察の方で保有しているその行政文書数というのは地方公共団体においても非常に関心が高いと思われるので、その文書数を公表すること自身が、公共の安全を害するという事情があれば別だが、もしそういう事情がないのであれば、やはり都道府県警察が保有している文書数についての数字は出していただきたいと思う。
- 報告に当たり最も重視していただきたいのは、法の運用状況を可能な限り具体的に分かりやすい形で公表していただくことである。こちらは、運用基準にも明記されている。どうすれば具体的に分かりやすくなるかという点、やはり可能な限り運用基準に照らして運用状況がどうなっているかを詳細に示すことで実現できるのではと考える。
- 指定の有効期間について、機械的に一律に5年という指定になることをおそれ、当方からもう少し短い期間があるのではないかという議論をした。その結果として、最も短い期間を定めるものとする運用基準に反映していただいた。その後何度かのやりとりをして、具体的な事例は、2年3年という事例まで盛り込んでいただいたが、果たして実際の運用はどうなっているのか、できれば指定の有効期間の年別に件数を公表していただきたいと思う。
- 例えば、災害時など国民の生命身体を保護する観点などから、特定秘密の指定を解除することも必要であると指摘したところ、全ての情報にそれを適用することはできないが、解除条件を定める場合は指定時に予め明らかにすることとすることが運用基準に反映された。果たして、解除条件が記載されているものが何件あるのか、ということも明記していただきたいと思う。
- 運用基準を策定する際に、それぞれ懸念があり、その懸念を回避するために、細目を設けたものである。健全な運用を担保するために採用させていただいたので、実態として運用基準に定められたことが、その背後にある思想を反映した形でなされているということを報告において明らかにしていただきたい。
- 今回の国会報告の大部分は、特定秘密の指定状況に関するものである。来年の次回報告については、今回の報告内容からの経年変化が分かる形で記述がなされるべきであると考えている。グラフ等を付して説明を加える

ことも検討していただきたい。

- 次回報告については、特定秘密保護法の運用状況につき、より具体的に示すために、①各行政機関における特定秘密の保護に関する業務を管理する者の数、②各行政機関において特定秘密の取扱いの業務を行う部署名、すなわち、指定に係る特定秘密管理者名、③各行政機関における適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる職員の数、及び、④適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる適合事業者の従業者の総数を報告事項に加えていただきたい。
- 次回報告については、内閣府独立公文書管理監が運用基準に基づき内閣総理大臣に報告し、公表した文書を資料として添付するなどの形で報告していただき、情報保全諮問会議が当該報告における検証・監察に関する諸活動につき意見を言う機会を確保していただければありがたい。

(法律の運用状況に対する意見等)

- 内閣保全監視委員会の機能に関してであるが、内閣保全監視委員会において必要最小限の情報が必要最低限の期間に限って特定秘密として指定されているか否かという点を具体的に確認して、その確認結果を見るのも良いのではと思っている。内閣保全監視委員会は行政機関各部の事務の調整等、事務手続面を一手に担っていると承知しており、また、検証・監察・是正を担う機能としては別途、独立公文書管理監が存在すると承知しているが、特定秘密保護法に関する国民からの意見として、行政機関自身が法の運用状況を監視する機能を担うのでは身内による監視となってしまう、法の運用の適正が確保されないのではという批判もあったというふうに認識している。そのような意見を踏まえて考えると、内閣保全監視委員会が必要最小限の情報が必要最低限の期間に限って指定されているかどうかを具体的に確認し、確認結果をどのようにそれを見たのかということ公表していただくという形を取るのが良いのではないかと考える。
- 先週の宮崎日日新聞の記事についてこの会議の前に事務局にいきさつを問い合わせ、私の中では一応問題は整理できたが、警察庁と都道府県警察の関係のところは他の行政機関と比べると分かりにくい仕組みになっている。国の機関の方は、国の機関全体として指定する必要性について一律の判断をするが、警察の場合は警察庁と都道府県警察で業務内容が異なるので、具体的に情報ごとに詰めていくと、秘密指定について、例えば指定期間を延長するかしらないかというところで差が出てきたりすることが起こり得るかと思う。  
宮崎県警の事案の場合というのは、元々警察庁が秘密指定をするつもりでいて、現に指定したものだが、今年1月に指定の通知を宮崎県警にしたところが、既に廃棄をしていたということで、報道ではまるで指定

されることが分かっている、それを隠すために廃棄したのかなというようなニュアンスを記事には感じた。

結論的には、おそらく警察庁としては、必要性があって保存期間を延長し、県警の方では当初指定されていた期間を経過したので廃棄したとそれだけのことだろうと思う。

このように警察の場合は、他の行政機関と違って、国の一つの行政機関ではないので、こういった事情の差が出てくるということからすると、そのあたりの説明というのも報告の中でしておくべきだったのではないかというふうに思う。国会でも議論する時に、他の行政機関と警察庁、都道府県警察で仕組みが違っているところ、運用の差が警察庁と都道府県警察で起こるということについての説明をしておいた方がいいのかなと思う。

- 本会議は年に1回報告を受けるということで、つまり情報保全諮問会議は年に1回の開催と予定されている。まだ法が施行されて間もないため、今後一年の間にどれだけ指定の数が増えるか、有効期限の延長については当分は出て来ないと思うが、廃棄、特に緊急廃棄や、通報など、どのような形で動いてくるか分からない。動きが大きい場合には1年分まとめて報告を受けても正確に把握しきれないので、場合によっては中間段階での報告というものを、これまでのように個別に御説明いただくという形でも、あるいは勉強会の形でも構わないので、そういった中間報告を行っていただきたい。
- 今回公表された件数のうち、防衛省の指定については、今までのものがほとんど横並びで指定されているかと思うが、他の省庁については、まだまだこれは第一段階であって、なおこれから増える見込みがあるかもしれない、全体感というかボリューム感が想定しづらいというのが最初の印象である。

その上で、本日、更に詳細な指定の状況も明示できるようにという御意見があった。この点については、制度趣旨からして当然のことで同感であり、今後とも可能な限りその方針でお願いしたい。これまでのものを遡ってやれるかどうかというと、また大きな作業になると思うが、一通り済んでしまえば、随時それを付け加えて、情報開示していただければありがたいと考えている。
- 適性評価に関しては、年末であったことと、別の作業が大変多くあったため、実施報告がなかったが、その後、約5か月が経過し、適切かつ円滑に行われているのではないかと思う。滑り出しのところで色々問題が出てきそうなものに関しては、先ほどの中間報告ということに限らず、随時こちらの方に情報を頂ければと思う。統一的に考えなくてはならない問題や、見直しの必要性が、万が一一生じるようであれば、是非とも早急に御連絡いただきたい。コースをしっかりと作ってしまえば、あとは

上手くいくと思うので、よろしく御配慮の程お願いしたい。

- (6) 事務局から委員の発言に対して、概要以下のとおり回答した。
- 運用基準にも明記されているように、国会報告の原案に委員の御意見を付して国会に報告することとされているので、頂いた御意見の反映方法については速やかに各行政機関に共有し、必要な調整、検討を進め、反映できるものについては可能な限り反映する方向で調整を進めていきたい。
  
  - 内閣保全監視委員会において、「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限り指定しているか否かについてチェックすべき」との御意見についてであるが、内閣保全監視委員会は、内閣総理大臣の行政各部に対する指揮監督や特定秘密の指定等の統一的な運用を実効的なものとするため活動することとされており、例えば、ある省庁で個別の問題が発見された場合、全行政機関において斉一的な是正を行い、行政各部の統一を図ることが期待されている。この過程において、個々の情報も精査する仕組みとなっている。  
また、特定秘密の指定の網羅的なチェックということについては、体制的に予定してはいないが、実務上、本委員会の庶務を担当する内閣情報調査室において、独立公文書管理監からの是正通知や、各行政機関からの疑義が提起された場合などを契機として必要な調査を行い、把握された課題を本委員会に諮ることを想定しているので、こうしたことを徹底してまいりたい。  
なお、内閣府独立公文書管理監は、法附則第9条に規定する独立した公正な立場において、特定秘密の指定等の適正を確保するために検証・監察等を行う役割があるので、現在必要な検証、監察が行われているものと承知している。
  
  - 中間報告、あるいは随時の連絡を頂きたいという御指摘については、これまでも年度末時点での運用状況などについて御連絡させていただいているが、引き続き緊密な連絡を心がけてまいりたい。
  
  - 宮崎県警の件については、更に詳細に事実関係等を調べたいと思うが、伺っているところでは法に従って適切な対応がなされているものと承知している。
- (7) 北村内閣情報官から今後のスケジュール等について説明し、以下のとおり確認した。
- 本日委員から出された御意見の取扱いについては、会議後、事務局で整理した上で、委員に御確認いただき、国会報告に付することとする。
  
  - その後、国会報告の閣議決定を行い、国会に報告、公表するが、整理

等で一定の時間がかかるものと思われる。また、本報告は国会の情報監視審査会に対しても報告することとなっており、その際は運用基準に従い、特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付して提出する予定である。

- 次回の諮問会議は、御議論いただく内容について座長と御相談の上、日程を決定したい。
- (8) 閉会に当たり、葉梨内閣府副大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
- 情報保全諮問会議は、本日で第4回目となる。パブリックコメントの実施、運用基準・政令の策定、法の施行を経て、この度、施行状況の国会報告となったが、これも本法の成立以降の委員の皆様方から多大な御尽力を賜ったことによるものと考えている。改めて厚く御礼を申し上げる。
  - 本会議に先立ち、先月24日、内閣保全監視委員会を開催し、国会報告案を取りまとめたところであるが、その際、上川大臣より、各行政機関に対して、行政機関の長による確実な運用状況の把握、情報公開等への真摯な対応、公文書管理法の厳格な適用、そして適性評価の速やかな実施を指示したところ。政府としても、引き続き、本法の適切な運用に積極的に取り組んで行く所存である。
  - 本日、委員の皆様方から御指摘を頂いた国会報告に盛り込むべき様々な御意見については、国会報告に付することになるが、更に検討の上、次回の国会報告に適切に反映していくとともに、それ以外の御意見についても各行政機関に対して共有・徹底していきたい。
  - 引き続き委員の皆様方を始めとした各関係方面の方からの御意見を伺いながら、本法の実効的かつ適切な運用を積み重ねるとともに、丁寧で分かりやすい説明を継続し、国民の皆様方の理解の一層の増進に努めてまいりたい。委員の皆様方におかれては、今後とも御協力をよろしく願いしたい。

(以上)